

## 第199回武蔵野市建築審査会会議要録

### 1 日時

令和元年12月13日（金曜日） 午後3時30分から午後4時45分まで

### 2 会場

武蔵野市役所 4階 411会議室

### 3 出席者

- (1) 委員 5人
- (2) 特定行政庁 建築指導課長、同課審査係員
- (3) 事務局 まちづくり推進課主査、同課主事

### 4 公開の可否

公開（武蔵野市建築審査会条例第7条第1項の規定による）

### 5 議題

- (1) 同意議案 議案第10号 法第43条第2項第2号による許可の同意  
（無接道建築物）
- (2) 同意議案 議案第11号 法第43条第2項第2号による許可の同意  
（無接道建築物）
- (3) 同意議案 議案第12号 法第44条第1項第2号による許可の同意  
（道路内建築物の許可）

### 6 議事

#### 【議案第10号について】

本件は、昭和46年に東京都建築審査会が昭和32年の道路位置指定について無効の裁決をした地区一帯の通路に接続している敷地における建築について、法第43条第2項第2号の規定に基づき特定行政庁が許可するに際して、建築審査会の同意を求めるものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び通路の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号の特例の基準に該当し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、敷地内に存する通路の状況について質疑がなされた。特

定行政庁からは、現況幅員3.8m～4.4mの通路であり位置指定の当時から通路のまま利用されてきたが、通路部分が個人所有のため現在も建築基準法上の道路になっていない、との説明がなされた。

審議の結果、議案に対し同意とすることに決定した。

#### 【議案第11号について】

本件は、現況幅員約4.5mの道路に約1.80mで接続し、路地状部分の延長が約0.91mの路地状敷地における建築について、法第43条第2項第2号の規定に基づき特定行政庁が許可するに際して、建築審査会の同意を求めらるものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び通路の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号に掲げる基準に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、路地状部分の基準点の位置や避難経路の確保などについて質疑がなされた。特定行政庁からは、路地状部分は元々最小通路幅員が1.75mしかなく北側宅地を一部取得することで最小幅員を満たしている、避難口は「避難口利用に関する確認書」を交わし既に計画地南東部分に設置済であり南側道路まで避難経路を確保している、確認書中で土地所有者等の変更が行われた際にも第三者に対して継承する旨が書かれている、との説明がなされた。

審議の結果、議案に対し同意とすることに決定した。

#### 【議案第12号について】

本件は、昭和61年10月に設置された路線バス停留所上家を建替える建築計画であり、道路内における建築について、法第44条第1項第2号の規定に基づき特定行政庁が許可するに際して、建築審査会の同意を求めらるものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道路の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が公益上必要な建築物で、その用途、規模、位置及び構造から通行上支障がないと認められるため、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、雨どいの位置の変更について質疑がなされたが、審議に関わる特筆すべき事項はなかった。

審議の結果、議案に対し同意とすることに決定した。

作成者 武蔵野市建築審査会 書記 山田 僚太

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長 和田 英治

同 委 員 伊東 健次

同 委 員 伊藤 達也

同 委 員 小石原 敏夫

同 委 員 吉川 徹